

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 施設管理課庶務係

監査実施期日：令和7年6月5日

1 / 2枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
1 処理手数料・実績関係 ・ じんかい処理手数料(後納分)において、後納業者2者が納期限内に納入されていないのが散見された。令和5年及び令和6年に施設管理課長名で、じんかい処理手数料の期限内納入に関する通知を発出しているのを確認したが、改善には至っていない状況にある。今後、後納要綱にのっとり対応を促す通知の発出も視野に入れながら、未納が生じることのないよう適切に対応されたい。(R6・中央クリーン)	<発生原因> ・ 該当業者へ文書送付及び電話連絡にて呼びかけを継続しているものの、納入期限内に入金されない月があった。庶務係内(請求事務担当)でも後納要綱の内容について理解を深めて、納入の遅れや未納を防ぐ新たな対応策を検討する必要がある。 <処理内容> ・ R6納入通知書兼領収書綴を確認し、納入の遅れがあった業者を把握する。該当業者へ文書送付及び電話連絡にて注意喚起する。 <再発防止策> ・ 後納要綱に則る対応(第9条・許可の取消)についての説明を加えて、納入の遅れや未納が生じることのないよう通知内容を改める。
2 契約関係 (1)修繕・工事関係 ・ 修繕関係において、設計金額を算定する際、公共建築工事共通費積算基準を用いて共通費を算定していたが、算定式に誤りがあった。契約の相手方の決定に影響はなかったが、積算基準は、令和5年に改定されているので、最新の算定式を用いて設計金額を算定されたい。(R6・大日向 脱水機修繕ほか、R6・最終処理 第二排泥ポンプ交換外修繕)	<発生原因> ・ 公共建築工事共通費積算基準における最新の算定式を用いて設計金額を算定していないことで、算定式に誤りが生じた。庶務係内(設計事務担当)での認識が浅かったため、熟読し理解を深める必要がある。 <処理内容> ・ R6修繕・工事において、契約の相手方の決定に影響はなかったものの、今後の該当案件設計では誤りが生じないよう、最新の公共建築工事共通費積算基準について熟知した状態で業務にあたる。 <再発防止策> ・ 最新の公共建築工事共通費積算基準を熟読し、庶務係内(設計事務担当)で理解を深める。 ・ 今回の事案のように、特に金額に係る事務については複数の目で確かめること(検算等)を習慣づける。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 施設管理課庶務係

監査実施期日：令和7年6月5日

2 / 2枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
(2)業務委託関係 ・業務委託契約において、着手届及び管理技術者等通知書の提出漏れや期限を過ぎての提出、記載誤りが散見された。契約締結に伴う提出書類とその提出期限について確認するとともに、以後、適正に事務処理されたい。(R6・環境美化 植栽管理業務、消防用設備点検業務R6・最終処理 減水埋立ガス等測定業務、R6・大日向 側溝清掃業務) ・大日向クリーンパーク計装機器点検業務において、受注者から業務の一部再委託承認願が提出されていたが、その後、事務処理が行われず、簿冊に編綴されていた。以後、適正に事務処理されたい。(R6・大日向)	<発生原因> ・契約締結後の事務手続きにおける確認不足と契約事務に係る知識・認識の浅さが原因である。 <処理内容> ・記載誤りのある書類については、委託業者より差替え書類取り寄せて補完した。 <再発防止策> ・契約書、仕様書等の内容を把握し、組合業務委託契約の手引きについて庶務係内(契約事務担当)全体で熟知した上で業務にあたる。さらに、契約締結に伴う提出書類に関することは複数の目で確かめることを習慣づける。 ・契約締結した事案ごとに、課内で作成した「契約事務提出書類チェックシート」を活用して未提出、記載誤りがないことを確認する。 <発生原因> ・組合業務委託契約の手引きに則り、業務の一部再委託承認願は発注者の承認が必要になるものであった。事務手続きにおける確認不足と契約事務に係る知識・認識の浅さが原因である。 <処理内容> ・該当業務についてはR6のものであることから、以後このような不適切な事務処理のないよう改善に努める。 <再発防止策> ・契約書、仕様書等の内容を把握し、組合業務委託契約の手引きについて庶務係内(契約事務担当)全体で熟知した上で業務にあたる。さらに、契約締結に伴う提出書類に関することは複数の目で確かめることを習慣づける。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。